

第5章 計画推進のしくみ

1 読書活動推進の取組の進捗管理^{※27}と評価

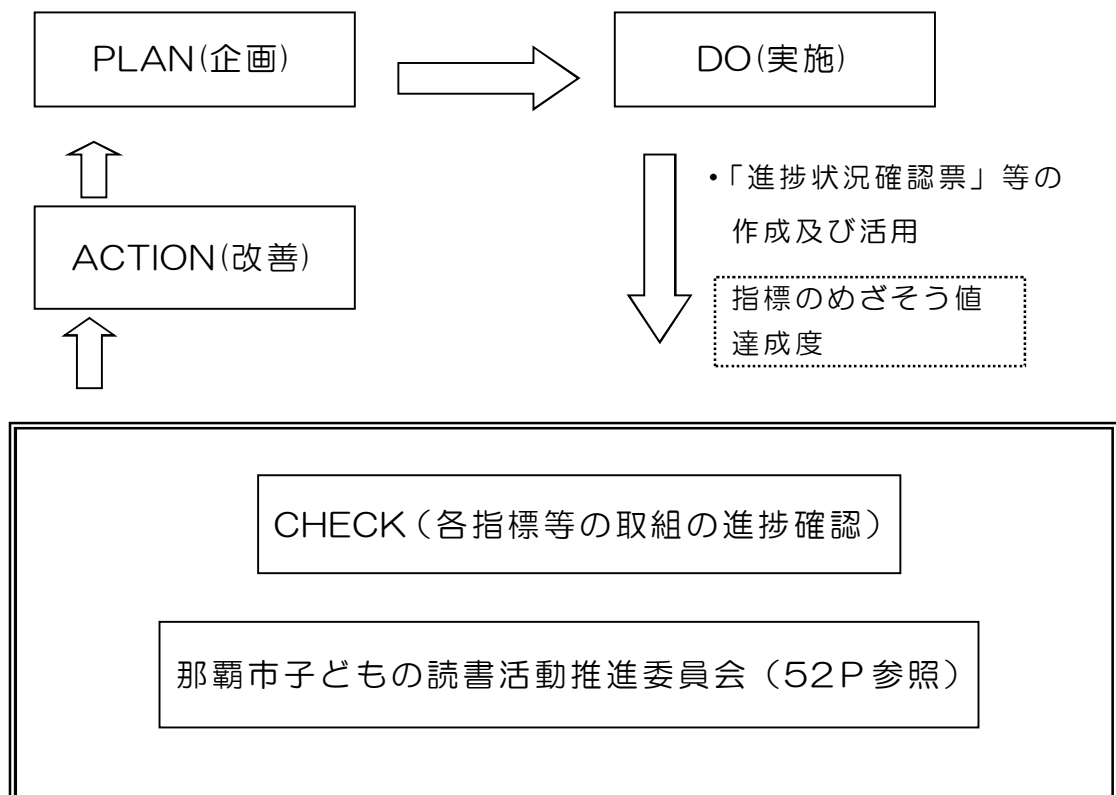
第3次那覇市計画では、計画の推進を通して、子どもが読書に親しむ機会の拡充と諸条件の整備・充実を図ることにより、基本理念の実現に努め、子どもの読書活動に係る取組を推進することを目的として策定しています。

本計画を実行性のあるものにしていくために、読書活動推進の取組の進捗管理と評価について、下記のとおり実施します。

(1) 進捗管理の手法

第3次那覇市計画の読書活動推進の取組における進捗管理の手法は、下記のPDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクル^{※28}を活用して実施します。

PDCA サイクル



27 進捗管理：施策・事業（取組）のめざそう値を把握することにより、施策・事業（取組）の進捗度合いを確認すること。

28 PDCAサイクル：施策・事業（取組）に必要な要素であるPlan（企画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字を取ったもの。企画から改善までを一貫した流れで捉え、各要素を循環させることで、施策・事業（取組）の改善につなげる考え。

(2) 評価の方法

① 評価の対象

読書活動推進の取組に係る評価の対象は、14の指標及びめざそう値の達成度等を評価します。

② 評価の手法

指標ごとのめざそう値の情報取得については、各指標を担当する課・機関において、定期的（原則、毎年度1回程度）に実施します。

評価の実施は、内部評価を行った後、外部評価を行います。なお、内部評価は、那覇市子どもの読書活動推進委員会で行い、外部評価は、那覇市社会教育委員の会議で行います。

評価の実施方法は、進捗状況確認票や進行管理チェックシートほか、各種アンケートの実施等を活用します。なお、各指標・めざそう値の評価の実施方法は、次のとおりです。

- 1) 家庭における保護者等による読み聞かせ、週2回以上の割合
「子どもの読書活動状況調査」（生涯学習課が実施）を活用。
- 2) 公立図書館を年間3回以上利用している保護者等の割合
「子どもの読書活動状況調査」（生涯学習課が実施）を活用。
- 3) おはなし会参加者の満足度
参加者へのアンケートの実施（市立図書館が実施）
- 4) デイジー図書の本数
進行管理チェックシートの活用（市立中央図書館が作成）
- 5) 学校図書館への貸出回数
教育研究所資料を参考に作成し活用（市立中央図書館）
- 6) 公立図書館の団体貸出を利用している児童館数・率
「子どもの読書活動状況調査」（生涯学習課が実施）を活用。
- 7) 読み聞かせにボランティアが参加している児童館数・率
「子どもの読書活動状況調査」（生涯学習課が実施）を活用。
- 8) 読み聞かせ養成講座（初級）修了生の活動回数
活動者に対するヒアリングの実施（市中央公民館が実施）
- 9) 公立図書館の団体貸出を利用している施設の割合
「子どもの読書活動状況調査」（生涯学習課が実施）を活用。
- 10) 読み聞かせ等に関する職員研修の開催施設の割合
「子どもの読書活動状況調査」（生涯学習課が実施）を活用。
- 11) 蔵書冊数の充実（園児一人当たりの蔵書冊数）
「子どもの読書活動状況調査」（生涯学習課が実施）を活用。
- 12) 新聞を配備している学校図書館数・率

「子どもの読書活動状況調査」（生涯学習課が実施）を活用。

13) 学校図書館の推薦図書コーナーの設置割合

「子どもの読書活動状況調査」（生涯学習課が実施）を活用。

14) 読書活動の推進に関する校内研修を開催する学校の割合

「子どもの読書活動状況調査」（生涯学習課が実施）を活用。

計画の途中（2020年度）で、必要があれば指標の見直し等を行うものとし、見直し等を行う際には、毎年度作成する進捗状況確認票をもとに那覇市子どもの読書活動推進委員会で行います。

③ 評価の実施時期

評価の実施時期は、2021年度に内部評価及び外部評価を行います。同年度に実施する目的は、2020年度のめざそう値の達成度等を評価し、必要に応じて推進計画の見直しを行うとともに、次期推進計画の策定のあり方について、検討していくものとし、

④ 評価の公表

指標ごとの「めざそう値」の達成度等の評価の実施結果については、市民へ公表します。公表の方法は、なは市民の友、市ホームページ等を通して公表します。

(3) 読書活動推進の取組の評価結果の活用

読書活動推進の取組の評価結果については、各課・機関での取組において、継続または見直し・改善・廃止等を検討する際に活用し、読書活動の推進が図られるよう努めていきます。

2 計画の推進に向けて

第1次、第2次那覇市計画の策定以降、子どもの読書活動を取り巻く情勢は時代と共に変化してきました。教育基本法・学校教育法の改正をはじめ、文字・活字文化振興法の成立、学校図書館法の改正、2017（平成29）年には学習指導要領が改訂されました。

近年の情報化社会の進展、地方分権の進展などに対応していくため、子どもの“生きる力”を育むための読書活動推進の充実強化が求められています。

このような状況の中で、第3次那覇市計画の推進を通して、子どもが読書に親しむ機会の拡充と諸条件の整備・充実を図ることにより、「子どもが自主的に読書に親しみ、感性を磨き、学ぶ楽しみや知る喜びを体得し、“生きる力”を育むまち」が実現できるものと考えています。